

神歯国保
jinshikokuho

各種異動の手続きは速やかに!

～資格適用の適正化にご理解・ご協力を～

当組合の資格取得、資格喪失、住所氏名変更等の諸手続きは、事業主を通して速やかに届出をされるようお願いしております。特にお子様が就職され他の社会保険などに加入された場合や、先生の住所地から独立をされ別世帯になった場合など、資格喪失の手続きが行われていない場合、住所や氏名を変更された場合など、手続きをお忘れになっているケースが多数見受けられますので、変更があった時には必ず手続きをされますようよろしくお願いいたします。手続きには下記のとおり届出用紙等が必要となりますので、各種届出用紙は組合に電話でご請求ください。

なお、一部用紙(資格喪失届・住所氏名変更届など)は組合ホームページ(<https://sikakokuho-kanagawa.or.jp/>)からダウンロードが出来ますのでご利用ください。資格の事務は届出があってはじめて事務処理が可能となりますので、手続きをお忘れのないよう、ご協力をお願いいたします。

また、行政手続きにおける特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律別表第1の第30項に規定する「国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料等の徴収に関する事務」において、適用、給付及び徴収業務等で個人番号を使用させていただくこととなっておりますので、各種様式への個人番号の記載、個人番号カード又は通知カードの写しを添付し

口座の残高不足にはご注意を!

保険料は院長先生の引落口座より、従業員分も含め、毎月口座引き落としにて徴収をさせていただいております。
口座の残高不足による引き落とし不能がございませんように引落口座の残高にはご留意をお願いいたします。
(取引金融機関)

- ・ 銀行 横浜、三菱UFJ、三井住友、りそな、みずほ、神奈川、スルガ、静岡、群馬、三井住友信託、東京スター
- ・ 信用組合 神奈川県歯科医師、神奈川県医師
- ・ 信用金庫 川崎、湘南、さがみ、かながわ

※ 口座からの引落日につきましては、金融機関ごとに異なります。

ていただくことがございますので、何卒趣旨をご理解のうえ、ご協力のほどお願いいたします。

【番号を利用する主な事務】

- ・適用事務(加入者への保険給付や保険料徴収にあたって適用する資格関係情報等を取り扱う事務)
- ・給付事務(加入者への給付決定に係る資格関係情報等を取り扱う事務)
- ・徴収事務(保険料等の徴収に係る資格関係情報等を取り扱う事務)
- ・その他 主務省令でさだめるもの

神奈川県歯科医師国民健康保険組合事務局

電 話 045-641-5418

受付時間 月曜～金曜(祝祭日を除く) 9:30～17:30

スマートフォンなどからは、各種用紙のダウンロード一覧がこちらからご覧いただけます。



・資格取得のとき

組合員本人の取得の場合「個人番号カード」等の写しを添付

従業員を加入させたいとき	従業員5人未満の個人事業所	・資格取得届 ・住民票(世帯全員分で続柄が記載されているもの)
	従業員5人以上の個人事業所及び法人事業所	・資格取得届 ・住民票(世帯全員分で続柄が記載されているもの) ・健保適用除外承認証の写し
家族を加入させたいとき	子供が生まれたとき	・資格取得届 ・住民票(世帯全員分で続柄が記載されているもの) ・出産育児一時金補助金支給申請書(直接払い制度をご利用の場合は不要)
	結婚したとき	・資格取得届 ・住民票(世帯全員分で続柄が記載されているもの)
	他の健康保険等をやめたとき	・資格取得届 ・住民票(世帯全員分で続柄が記載されているもの) ・社会保険等離脱証明書又は退職証明書

※「個人番号カード」等の添付が無い場合は、地方公共団体情報システム機構において調べさせていただくことになります。

※70歳以上75歳未満の方の加入の場合は、所得を証明する書類を添付してください。

※外国籍の方は在留カードの写しを添付してください。

・資格喪失のとき

事業主の脱退、県歯科医師会を退会したとき	・資格喪失届(従業員分を含む) ・被保険者証(従業員分を含む)
従業員が退職したとき	・資格喪失届 ・被保険者証
死亡したとき	・資格喪失届 ・被保険者証 ・葬祭費支給申請書 ・死亡診断書又は埋火葬許可書の写し
他の健康保険等に加入したとき	・資格喪失届 ・被保険者証 ・新たに加入した被保険者証の写し

・その他

住所や氏名を変更したとき	・住所氏名変更届 ・被保険者証 ・住民票(世帯全員分で続柄が記載されているもの)
被保険者証を紛失したとき	・再交付申請書 ・住民票(世帯全員分で続柄が記載されているもの)
国民健康保険料の引落日を変更するとき	・預金口座振替依頼書